

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年6月28日
【事業年度】	第30期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）
【会社名】	株式会社コモンウェルス・エンターテインメント
【英訳名】	Commonwealth Entertainment&Co.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡田 武
【本店の所在の場所】	東京都港区麻布十番一丁目10番10号
【電話番号】	03-3568-5020
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 塚田 英智
【最寄りの連絡場所】	東京都港区麻布十番一丁目10番10号
【電話番号】	03-3568-5020
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 塚田 英智
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第26期	第27期	第28期	第29期	第30期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
売上高(千円)	8,111,037	7,717,975	5,517,981	—	—
経常損失(千円)	799,683	681,757	535,246	—	—
当期純損失(千円)	1,244,379	5,299,537	812,606	—	—
純資産額(千円)	5,159,325	543,575	1,788,288	—	—
総資産額(千円)	9,007,117	2,920,402	3,296,318	—	—
1株当たり純資産額(円)	438.32	42.30	53.60	—	—
1株当たり当期純損失(円)	192.40	420.11	47.39	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率(%)	57.3	18.6	54.3	—	—
自己資本利益率(%)	—	—	—	—	—
株価収益率(倍)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー(千円)	△218,837	△1,879,659	△888,246	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー(千円)	208,901	441,298	△478,098	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー(千円)	859,263	637,958	2,040,094	—	—
現金及び現金同等物の期末残高(千円)	912,754	112,352	786,101	—	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) [人]	116 [143]	92 [97]	40 [91]	— [—]	— [—]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。

3. 自己資本利益率及び株価収益率は、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

4. 第29期連結会計年度より連結財務諸表を作成していないため、当該連結会計期間に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第26期	第27期	第28期	第29期	第30期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
売上高(千円)	8,111,037	5,934,817	5,033,159	3,990,579	3,215,154
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△883,154	△220,019	△238,872	225,971	167,280
当期純利益又は当期純損失 (△)(千円)	△1,327,851	△543,571	△1,765,222	△474,550	183,361
持分法を適用した場合の投資 利益(千円)	—	—	—	—	—
資本金(千円)	1,261,123	1,512,023	2,545,616	2,692,866	2,906,166
発行済株式総数(株)	12,161,316	12,933,316	33,473,286	35,576,857	38,276,857
純資産額(千円)	1,374,649	1,319,865	1,611,962	1,430,696	2,060,700
総資産額(千円)	2,419,533	2,568,546	3,744,355	1,979,640	2,822,703
1株当たり純資産額(円)	113.65	102.72	48.31	40.34	53.46
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は1株当 り当期純損失(△)(円)	△198.87	△43.09	△102.94	△14.04	4.88
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益(円)	—	—	—	—	4.84
自己資本比率(%)	56.8	51.4	43.1	72.3	72.3
自己資本利益率(%)	—	—	—	—	10.6
株価収益率(倍)	—	—	—	—	24.5
配当性向(%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・ フロー(千円)	—	—	—	△112,684	472,941
投資活動によるキャッシュ・ フロー(千円)	—	—	—	△498,822	574,102
財務活動によるキャッシュ・ フロー(千円)	—	—	—	△31,825	426,099
現金及び現金同等物の期末残 高(千円)	—	—	—	132,906	1,606,049
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) [人]	79 [143]	78 [97]	31 [91]	13 [2]	12 [3]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、関連会社を有しておりませんので、持分法を適用した場合の投資利益については、記載しておりません。

3. 第26期及び第27期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当期純損失が計上されており、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第28期及び第29期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。

4. 第26期、第27期、第28期及び第29期については、自己資本利益率及び株価収益率は、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
5. 第26期、第27期及び第28期は連結財務諸表を作成しているため、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー、現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
6. 第29期より財務諸表のみを作成しているため、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー、現金及び現金同等物の期末残高を記載しております。
7. 第30期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

2【沿革】

年月	事項
昭和52年8月	塩化ビニール製品（建築資材、包装資材、農業資材）の販売を目的として神奈川県鎌倉市に三高産業株式会社を設立
昭和57年8月	ビデオソフトとレコードのレンタル業に事業を転換
平成元年9月	神奈川県藤沢市に直営店舗第1号店 藤沢店を開店
平成元年11月	家庭用ゲームソフト・ゲーム機器の販売に事業を転換 トップボーイフランチャイズチェーン本部を新設 福岡県福岡市博多区にフランチャイズ加盟1号店 香椎店を開店
平成元年12月	福岡県福岡市に福岡統括部を新設
平成2年8月	神奈川県横浜市栄区に本店を移転
平成5年8月	神奈川県横浜市戸塚区に本店を移転
平成5年10月	フランチャイズ加盟店舗数100店となる
平成10年7月	商号を「株式会社トップボーイ」に変更
平成11年3月	フランチャイズ加盟店舗数200店となる
平成11年9月	日本証券業協会に株式を店頭登録
平成11年12月	直営店舗数30店となる
平成12年11月	インターネットカフェ事業「e-パレット」を開始 インターネットカフェフランチャイズチェーン本部を新設 福岡県久留米市に直営店舗 久留米上津店を開店
平成14年2月	キャラクターグッズ及びゲームソフトの小売店舗20店を熱血王株式会社より買収
平成15年3月	株式会社ジャパンアミューズメントエージェンシーを株式交換により完全子会社化
平成15年6月	商号を「株式会社コモンウェルス・エンターテインメント」に変更 マーチャンダイジング事業及びデジタル事業を新たに開始 本店を東京都港区に移転
平成16年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、株式会社ジャスダック証券取引所に株式を上場
平成17年3月	店舗運営事業のうちインターネットカフェ事業の全部を譲渡
平成17年6月	株式会社ジャパンアミューズメントエージェンシーの全部の株式を売却
平成17年9月	「トップボーイ事業」を廃止し、店舗運営事業から撤退
平成17年11月	パチンコ機、パチスロ機のメダルゲーム機への転用及び販売の独占許諾権を獲得
平成19年3月	株式会社ドンキコムと業務提携し、「アミューズメントショッピングエリア事業」の企画・運営に進出

3【事業の内容】

当社の事業の概要につきましては、以下の通りでございます。

(1) コンテンツ事業

コンテンツ事業につきましては、パチンコ・パチスロ遊技機の液晶基盤の開発、販売及びキャラクターグッズの企画・製造・販売に至るまでの総合的な運営管理のほか、携帯電話公式サイトへのコンテンツの企画・開発・販売等、各種キャラクターやタレント、アーティスト及び映画などの肖像権及び著作権等に係る著作権の運営管理を行っております。

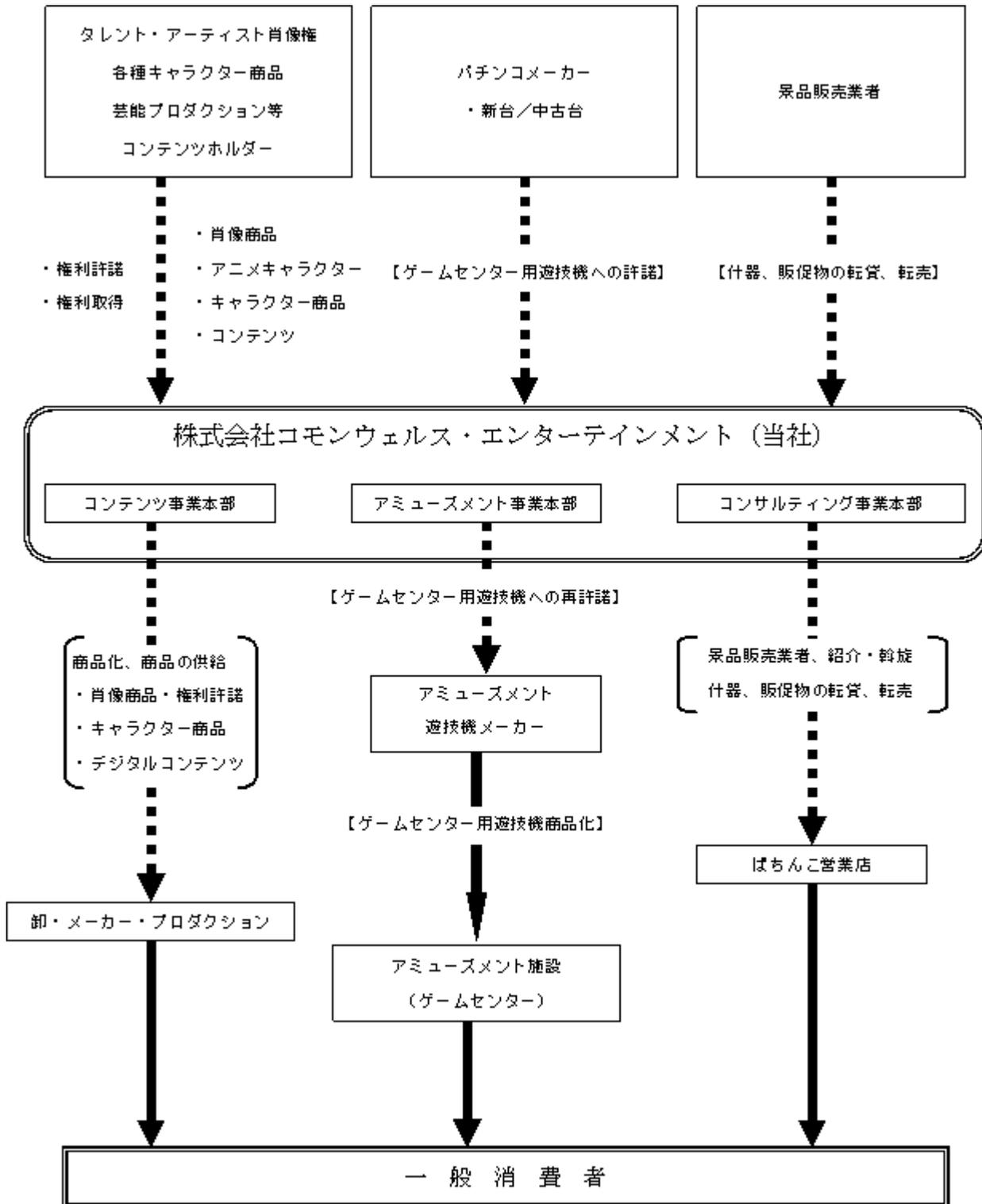
(2) アミューズメント事業

アミューズメント事業につきましては、パチンコ・パチスロ遊技機のアミューズメント施設用のメダルゲーム機への転用許諾契約及び同機の独占販売許諾契約の獲得をアミューズメント事業部門の業績の向上に欠かせないファクターとして積極的に取り組みしております。

(3) コンサルティング事業

コンサルティング事業につきましては、株式会社ドンキコムとの業務提携による全国に点在するアミューズメントショッピングエリアに対する景品の供給・仕入・陳列・交換等の委託事業の他、遊休土地・施設のアミューズメント施設等への転用・運用等に係るコンサルティングビジネスなどを事業目的とする事業部門であります。

事業系統図は以下の通りであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成19年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
12（3）	38.8	3.07	5,949

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。また、期末退職者を除いております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

① 業績の概況

当事業年度におけるわが国経済は、地球温暖化、地震など自然環境の変化がもたらす地球規模の災害や核問題、世界同時株安などが相俟って国際情勢は不安定な要素が増加しているものの、国内企業の多くは業績が順調に推移し、企業経済は活性化を見せ、個人消費においても回復の兆しが見られるなど、経済社会全体としては概ね順調に推移しました。

このような経済情勢の中、当社は組織改革や事業基盤の見直しなどの諸施策を積極的に実施してまいりました結果、当事業年度の業績は売上高3,215百万円(前年同期比19.4%減)、営業利益152百万円(前年同期比25.5%減)、経常利益167百万円(前年同期比26.0%減)、当期純利益183百万円(前年同期474百万円の当期純損失)となりました。

なお、当事業年度は事業部門の変更を行ったため、以下の「事業部門別の概況」については、前年同期比は記載しておりません。

② 事業部門別の概況

ア. コンテンツ事業

当社のコンテンツ事業を大きく分けると、パチンコ・パチスロ遊技機メーカーを主たる取引先としてパチンコ・パチスロ遊技機の液晶基盤の商品化権に係るエージェント業務を行う事業と携帯電話各キャリアのインターネットにおける大手芸能事務所の公式サイトの企画・制作・運営を行う事業に分類しております。

当事業年度のコンテンツ事業につきましては、ライセンス企業に対しては、各種キャラクターや芸能人、映画などのコンテンツ企画や各種著作権の提案等を積極的に展開する一方、ライセンサー企業に対しては円滑且つ強固な信頼関係の構築に努めてまいりました。当事業年度は特にライセンス企業から需要が高いパチンコ遊技機の液晶基盤用の映像ソフトの共同開発並びに、遊技機販売時における広告宣伝活動を受託するなど、当社独自の企画力並びに営業力を活かした営業活動を積極的に展開し売上高及び利益の拡大に努めて参りました。また、携帯電話各キャリアのインターネットにおける大手芸能事務所の公式サイトの企画・制作・運営等につきましては、市場における淘汰及び過当競争が進む中、効率的な運営体制を構築し、経費の節減化に努めてまいりました。また、営業活動におきましては、特にタレント、アーティストのみならず、そのファン層からも開発要望が高く、付加価値の高いコンテンツの企画・開発を行うなど各サイトへのサービス内容の向上に積極的に努めてまいりました。

以上の結果、当事業部全体としては売上高2,756百万円、営業利益は314百万円となりました。

イ. アミューズメント事業

アミューズメント事業につきましては、パチンコ・パチスロ遊技機のアミューズメント施設用メダルゲーム機の転用事業についての独占販売権を大手複数のパチンコ・パチスロメーカーから獲得し、これらを当社独自の企画力並びに営業力を活かした営業活動を積極的に行ない業容拡大に努めてまいりました。

特に当事業年度は、大きく売上を予定しておりました新機種のアミューズメント施設用メダルゲーム機器が当初予定した利益額の確保に至らない状況にあったものの、中古台の転用が当初予想を大きく上回る売上高と利益を確保するに至るなど、当部門全体としては好調に推移することができました。この結果、当事業部全体としては売上高371百万円、営業利益は128百万円となりました。

ウ. コンサルティング事業

コンサルティング事業につきましては、株式会社ドンキコムとの業務提携による「アミューズメントショッピングエリアにおけるパチンコ景品の供給・展示・交換等の事業」、「遊休土地・施設をパチンコ店等のアミューズメント施設等への転用・運用に係るコンサルティングビジネス」など、これまで新規案件として推進してまいりました新規の事業部門であります。このため当期の業績は、アミューズメント施設に対するコンサルティングビジネス及びパチンコ店におけるパチンコ景品の供給・展示・交換等の事業が当事業部門の業績として得ることができました。

以上の結果、当事業部全体としては売上高86百万円、営業利益は51百万円となりました。

なお、上記の金額には総務部門等管理部門に係る配賦不能営業費用は含んでおりません。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の期末残高は、税引前当期純利益の計上や貸付金の回収、株式の発行による収入などによるものであり、前事業年度末に比べ1,473百万円増加し、当事業年度末には1,606百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は、472百万円（前年同期は112百万円の使用）となりました。

これは税引前当期純利益（184百万円）の計上、コンテンツ著作権勘定償却額（42百万円）、仕入債務の増加（116百万円）、利息の受取額（47百万円）等の要因によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果獲得した資金は、574百万円（前年同期は498百万円の使用）となりました。

これは主に貸付金の回収（1,077百万円）等の要因によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は、426百万円（前年同期は31百万円の使用）となりました。

これは主に、新株予約権の行使による株式の発行による収入（426百万円）によるものであります。

なお、キャッシュ・フロー指標のトレンドは下記のとおりであります。

	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
自己資本比率 (%)	43.1	72.3	72.3
時価ベースの自己資本比率 (%)	146.1	438.9	160.9
キャッシュ・フロー対有利子負債比率 (%)	—	—	—
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	—	—	595.1

自己資本比率：自己資本／総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額／総資産

インタレスト・カバレッジ・レシオ：営業キャッシュ・フロー／利払い

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 商品仕入実績

当事業年度の仕入実績を事業部門別に示すと、次のとおりとなります。

事業部門別	当事業年度 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日
コンテンツ事業 (千円)	2,294,328
アミューズメント事業 (千円)	212,364
コンサルティング事業 (千円)	5,922
合 計 (千円)	2,512,615

- (注) 1. 金額は仕入価格で表示しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 当事業年度に組織変更を行ったため、前年同期比の記載は行っておりません。

(2) 販売実績

当事業年度の販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりとなります。

事業部門別	当事業年度 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日
コンテンツ事業 (千円)	2,756,349
アミューズメント事業 (千円)	371,956
コンサルティング事業 (千円)	86,848
合 計 (千円)	3,215,154

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 当事業年度に組織変更を行ったため、前年同期比の記載は行っておりません。
3. 当事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりです。

相手先	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
株式会社 三共	2,493,685	62.5	2,303,878	71.7

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

（コンテンツ事業）

コンテンツ事業につきましては、パチンコ・パチスロ遊技機のコンテンツに対する知的所有権のライセンス及びサブライセンスとして著作権仲介手数料が売上構成の大半を占める現状にあり、これらに対する今後の課題は、新規著作権の獲得、各種著作権営業の拡大を実行していくと共に継続的なライセンスビジネスを展開して行く必要があると考えています。

また当事業を更に拡大発展していくためには当社独自の企画力並びに営業力を活かし、同遊技機の液晶基盤の開発、販売及びキャラクターグッズの企画・製造・販売に至るまでの総合的な運営体制を構築し、継続的且つ安定的な収益を見込めるビジネスモデルの確立に努めてまいります。

コンテンツ事業にはもう一つの課題として、携帯電話公式サイトへのキラーコンテンツの企画・開発にあると考えており、この優良なキラーコンテンツの開発がコンテンツ利用有料会員の増員を確保し、会員の継続的な利用回数の増加に必要不可欠であり、これを積極的に推進し、事業の発展・拡大を目指してまいります。

（アミューズメント事業）

アミューズメント事業につきましては、現在、パチンコ・パチスロホールからゲームセンターなどへの総合アミューズメント施設へと業態を変更していくケースが多々見られますが、この傾向は今後も続くものと考えております。このためこれら業態変更をしていく店舗に対しプライズゲームなどの筐体の供給やそれらの運営企画等の営業展開を積極的に推進し、新規取引先として獲得していくことがアミューズメント事業部門にとって非常に重要且つ業績の向上に欠かせないファクターであると認識しており、アミューズメント事業部門の重要課題として取り組んでまいります。

また、パチンコ・パチスロ遊技機のアミューズメント施設用メダルゲーム機への転用事業については、パチンコ・パチスロ遊技機の製造メーカーとのメダルゲーム機への転用に関する許諾契約を新機種開発の都度、順次速やかに獲得していくことがアミューズメント事業全体の拡大・発展に重要であり、多岐にわたり通用する企画戦略を開発、育成してまいります。

（コンサルティング事業）

コンサルティング事業につきましては、当事業年度から当社が企画立案をし、株式会社ドンキコムとの業務提携による「アミューズメントショッピングエリア事業」と称するパチンコ・パチスロホールへの景品の供給・仕入・陳列・交換等に係る企画・運営のコンサルティング事業を新規事業としてスタートさせましたが、今後、全国に点在するパチンコ店についても、この事業の裾野を広げ全国規模での展開を目指すためにも、事務処理の円滑化と迅速化を図るための制度的見直しや必要に応じたシステムの導入等が重要であると認識しております。また、アミューズメント複合店等の閉店後遊休不動産等の活用のコンサルティング事業についても、更なる営業体制の強化を推進し、業容の拡大及び安定化に努め、基幹事業とすべく早急な事業展開を推進してまいります。

4【事業等のリスク】

当社の経営成績、株価及び財政状態等に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクには、以下の様なものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、当事業年度末において当社が判断したものであります。

① 継続企業の前提に関する重要な疑義が存在していることについて

当社は、当該状況を解消するため、前事業年度には店舗運営事業の全部の廃止並びにこれらに伴う人員の大幅削減を実施いたしました。これらの直接的な固定費の削減が事業経営に及ぼす経済効果は、徐々にではありますがその効果が現れ始め、今後の経営成績に反映できるものと確信いたしております。今後は、これらの経済効果に加え、営業キャッシュ・フローの改善やキラーコンテンツの開発など経営の重要課題に積極的に取り組み、収益構造の健全化と運転資金の徹底した管理体制を推進し、更なる財務体質の健全化を図ってまいります。

しかしながら、これらの経営諸施策による効果が顕著に表れた場合であっても、営業予算において不測、不可抗力な重大な事象が発生し、予算の修正を余儀なくされる大幅な狂いが生じた場合は、営業キャッシュ・フロー及び財務体質の改善に齟齬を来す事が想定されます。この場合、全社的に他の営業活動遂行に悪影響を及ぼし、結果、当社の事業収益と企業としての将来的な成長を低下させると共に当社全体の財政状態や経営成績にも悪影響を及ぼす可能性があります。

② モバイル関連事業について

ア. 特定移動体通信事業者への依存について

当社と特定の移動体通信事業者との共存につきましては、当社の携帯電話向け課金型配信事業は、NTT DoCoMoが運営する「iモード」、KDDIが運営する「ez-web」、ソフトバンクが運営する「Yahoo携帯」を公式サイトとして、複数のコンテンツを提供しているところですが、これらの移動体通信事業者との取引において法的規制の強化、又はこれら移動体通信事業者の事業方針の変更、コンテンツ審査基準の変更等により、コンテンツの配信が困難となることが懸念されます。この場合、当社の事業経営に影響を与える可能性があります。

イ. 利用者の変動について

当社が提供・運営しているモバイルコンテンツの利用者数については、平成18年10月度に導入された携帯電話機の番号継続契約制度のサービス開始等や各移動体通信事業者による新たなコンテンツ配信サービス、携帯電話の機能変更などの他動的な要因により、サービス利用会員並びに利用者数が大幅に増減する場合があります、これらの影響により利用者が大きく減少した場合についても当社の事業経営に少なからず影響を与える可能性があります。

ウ. コンテンツの瑕疵について

コンテンツの配信事業におけるコンテンツの瑕疵につきましては、当社が配信するコンテンツに動作不良、バグなどが生じた場合、当社はその瑕疵に起因する損害賠償責任を負う可能性があります。これらの損害の賠償責任を履行した場合、当社の継続的な事業経営に重大な影響を与える可能性があります。

③ 販売先の集中について

当社は、コンテンツ事業におけるパチンコ遊技機、パチスロ遊技機等への商品化エージェント業務及びパチンコ遊技機等の液晶基盤の開発・販売を主たる事業目的の一つとしております。

この販売先として大手遊技機メーカーである株式会社三共と取引を行っており、当事業年度における同社への販売額は当社全売上金額の71.7%を占めております。

従いまして、今後同社の経営方針や仕入・販売政策に変更があった場合には、販売先の変更はもとより液晶基盤等の開発にも大きく支障を来す事となり、結果、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 知的所有権について

当社の商品、またはサービス等に関して知的所有権を含む各種権利等の侵害を理由とする第三者からの異議、訴訟等の提起がなされ、当社の帰責性が明確になった場合、それら第三者に対して損害賠償責任が生じる可能性があります。これらの損害の賠償責任を履行した場合、当社の継続的な事業経営に重大な影響を与える可能性があります。

⑤ 個人情報保護の管理について

当社は、多数のお客様の個人情報を保有しております。これらの情報の管理に関しては、情報管理に関するポリシーや、責任者を設置しその管理を徹底するほか、適正な事務手続等の策定をしており、一般従業員を含む役職員等に対する教育、研修を実施し、個人情報の重要性、取扱う際の心構え等細心の注意をするよう指導をしております。しかしながら、これらの対策にもかかわらず、個人情報が外部に流出、漏洩した場合には、当社並びに当社の事業経営に少なからず影響を与える可能性があります。

⑥ 組織人員体制について

当社は、少数精鋭による組織体制を敷いており事務の効率化を図っております。このため社内業務に従業員個々に分業・専従化制を執っており専門職として職務に従事しております。これらの状況下において特に営業部門の従業員に不測の事態が生じ、取引先との業務に著しく支障を来し商品の受発注に齟齬が発生し、遅延損害金の請求や契約破棄へと発展することも想定され、当社並びに当社の事業経営に少なからず影響を与える可能性があります。

⑦ その他法的規制について

当社は、事業活動を行ううえで、会社法、金融商品取引法等会社経営にかかる法令諸規則等の適用を受けております。当社は、これら法令、諸規制等を遵守されるよう、全社的なコンプライアンスの徹底指導を実施しておりますが、これら法令、諸規制の遵守がなされなかった場合、当社の活動が制限され、当社並びに当社の事業経営に少なからず影響を与える可能性があります。

⑧ 業務提携について

当社は、パチンコ店舗及びパチスロ店舗等のアミューズメント施設への交換用景品の供給は、株式会社ドン・キホーテの商品を業務提携先である株式会社ドンキコムを介して行っていますが、今後、株式会社ドン・キホーテ及び株式会社ドンキコムの2社又はいずれか1社の経営方針や仕入・販売政策に変更があり、業務提携の契約解除があった場合には、アミューズメント施設への交換用景品の供給はもとよりコンサルティング事業部門そのものにも大きく支障を来す事となり、結果、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

1. 転用及び販売における独占許諾契約

当社は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下、「風営法」という。）第2条第1項第7号に規定される営業（以下、「7号営業」という。）用のパチンコ遊技機・パチスロ遊技機の風営法同条同項第8号に規定される営業（以下、「8号営業」という。）用に転用し販売することを目的に、パチンコ遊技機・パチスロ遊技機のメーカーである株式会社三共と転用及び販売における独占許諾契約を締結しております。

ア. 契約の名称

契約書

イ. 契約の本旨

株式会社三共（甲）は、株式会社コモンウェルス・エンターテインメント（乙）に対し、乙が甲から購入した7号営業用パチンコ機・パチスロ機について、乙が8号営業用に改造し、販売することを独占的に許諾する。

ウ. 証紙

乙は、改造後販売するパチンコ機・パチスロ機に甲が発行する証紙を貼付しなければならない。

エ. 契約期間に関する事項

契約の有効期間は平成18年6月1日から平成19年9月1日までとする。

2. パチンコ遊技機の液晶基盤の共同開発及び販売に係る基本契約

当社は、パチンコ遊技機の液晶基盤の共同開発及び販売を目的に、パチンコ遊技機のメーカーである株式会社三共と基本契約を締結しております。

ア. 契約の名称

取引基本契約書

イ. 契約の本旨

株式会社三共（甲）は、株式会社コモンウェルス・エンターテインメント（乙）に対し、パチンコ遊技機の液晶基盤の売買及び製造委託に関する基本事項について契約を締結する。

ウ. 契約期間及び契約の延長に関する事項

契約の有効期間は、平成17年10月20日から平成18年10月19日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前まで甲乙いずれかの一方から文書による申し出のない場合は、本契約と同一条件で更に1年間継続し、その後もこの例による。

3. アミューズメントショッピングエリア業務提携基本契約

当社はコンサルティング事業においてアミューズメントショッピングエリア事業を展開するために、株式会社ドンキコムとアミューズメントショッピングエリア業務提携基本契約を締結しております。アミューズメントショッピングエリア業務提携基本契約の要旨は次のとおりであります。

ア. 契約の名称

アミューズメントショッピングエリア業務提携基本契約

イ. 契約の本旨

株式会社ドンキコム（甲）と当社（乙）は、風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第2条第1項第7号に規定するぱちんこ営業店（以下「ぱちんこ営業店」という）における出玉の一般景品への交換率向上を目的として、乙が企画したぱちんこ営業店の景品仕入・陳列・委託景品交換業務に係る総合サービス事業であって甲及び乙が協力の上、ぱちんこ営業店の営業者（以下「ぱちんこ営業者」という）に対して景品の企画、提供等を行う総合的アミューズメント事業（以下、「アミューズメントショッピングエリア事業」という。）の成功を共通の目的として本契約を締結する。

ウ. 甲の役割

- (1) 乙とぱちんこ営業者との間で決定されたぱちんこ営業店に対し、商品を継続的に提供する業務
- (2) アミューズメントショッピングエリア事業の導入を予定しているぱちんこ営業者の与信審査業務
- (3) 出玉の一般景品交換率の向上を目的とする各種プロモーション活動
- (4) 乙とぱちんこ営業者との間で決定されたぱちんこ営業店に対して乙が転貸又は転売する目的での、乙に対する販促物の貸与又は販売
- (5) 乙とぱちんこ営業者との間で決定されたぱちんこ営業店に対し乙が転貸又は転売する目的での、乙に対する什器・オペレーションカメラの貸与又は販売
- (6) 出玉の一般景品交換率向上のための景品交換場所のレイアウトディスプレイ

エ. 乙の役割

- (1) アミューズメントショッピングエリア事業の企画全般
- (2) アミューズメントショッピングエリア事業の導入を予定しているばちんこ営業者の与信審査業務
- (3) アミューズメントショッピングエリア事業の運営に関して必要とされる一切の行政対応
- (4) 乙とばちんこ営業者との間で決定されたばちんこ営業店におけるばちんこ営業者の従業員又はばちんこ営業店スタッフからの現場責任者の選任及び乙とばちんこ営業者との間で決定されたばちんこ営業店を担当する乙の現場責任者の選任
- (5) 出玉の一般景品交換率向上のためのプロモーション方法の企画及び立案を行う業務
- (6) 出玉の一般景品交換率の向上を図ることを目的とする景品に関する一切の企画、立案及び助言
- (7) ばちんこ営業者に対して、景品販売業者として甲を紹介、斡旋する業務及びこれらに係る甲とばちんこ営業者との契約に必要な事務の全て
- (8) 乙とばちんこ営業者との間で決定されたばちんこ営業店に対する販促物の転貸又は転売
- (9) 乙とばちんこ営業者との間で決定されたばちんこ営業店に対する什器・オペレーションカメラの転貸又は転売

オ. 費用負担

アミューズメントショッピングエリア事業遂行過程で発生する各当事者の費用については、各当事者の役割を行う上で必要となる限りにおいて、当該役割を行う必要のある当事者が負担することとする。但し、その内容について協議が必要とされる場合は、誠実に協議の上で決定するものとする。

カ. 契約の期間、契約の延長に関する事項

本契約の有効期間は、本契約締結日（平成19年3月2日）から3年間とし、甲又は乙のいずれかより期間満了の6ヶ月前までに書面による更新拒絶の申し出のない限り、以後1年ずつ自動的に更新するものとする。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されています。この財務諸表の作成にあたりまして、必要と思われる見積りは合理的な基準に基づいて実施しております。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 2. 財務諸表等(1)財務諸表 重要な会計方針」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

資産、負債及び純資産の状況

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は、2,304百万円（前事業年度末は1,400百万円）となり、904百万円増加いたしました。増加の主な要因として現金及び預金の増加（132百万円から1,606百万円へ1,473百万円増）がある一方で、短期貸付金の減少（2,219百万円から1,604百万円へ614百万円減）があることによるものです。現金及び預金の増加につきましては、新株予約権の行使による収入があったこと、また短期貸付金の減少理由でもある取引先に対する貸付金の回収が進んだことによるものであります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は、517百万円（前事業年度末は579百万円）となり61百万円減少いたしました。主な理由はアニメ制作におけるコンテンツ著作権仮勘定が完成し償却が開始されたことによる減少（194百万円のコンテンツ著作権仮勘定から158百万円のコンテンツ著作権勘定へ35百万円減）、アニメ製作委員会への投資による出資金の使用（32百万円から3百万円へ29百万円減）が主な減少要因です。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は682百万円（前事業年度末は481百万円）となり200百万円増加いたしました。これは買掛金の増加（372百万円から502百万円へ130百万円増）、未払費用の増加（9百万円から45百万円へ36百万円増）が主な増加要因です。これは当事業年度末が銀行休業日のため期末の支払いを翌期初に行ったことによるものであります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は、79百万円（前事業年度末は67百万円）となり12百万円増加いたしました。これは預り保証金の増加（50百万円から60百万円へ10百万円増）が主な要因です。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は、2,060百万円（前事業年度末の資本の残高は1,430百万円）となり、630百万円増加いたしました。この増加は、新株予約権の行使による資本金の増加（2,692百万円から2,906百万円へ213百万円増）及び資本剰余金の増加（1,743百万円から1,956百万円へ213百万円増）、当期純利益の183百万円計上により利益剰余金が増加（△2,937百万円から△2,753百万円へ183百万円増加）したことが要因です。

(3) キャッシュ・フローの分析

「1.業績等の概要(2)キャッシュ・フロー」を参照願います。

(4) 経営成績の分析

「1.業績等の概要(1)業績」を参照願います。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資の総額は203,873千円で、その主なものはアニメコンテンツ制作完成によるコンテンツ著作権仮勘定からコンテンツ著作権勘定への振替の201,263千円であります。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

平成19年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業部門別の名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物 (千円)	コンテンツ版 権勘定 (千円)	工具、器具及 び備品 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都港区)	コンテンツ事業 アミューズメン ト事業 コンサルティング 事業 管理部門	情報システム投 資及び統括業務 設備	22,926	158,947	4,936	186,810	12

- (注) 1. 建物は全て賃借中のものであります。
2. 従業員数に臨時従業員は含んでおりません。
3. リース契約による主な賃借設備は、次のとおりであります。

名称	数量	リース期間 (年)	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
事務所内設備及び備品 (所有権移 転外ファイナンス・リース)	14件	5	5,502	4,763

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

事業に重要な影響を及ぼす設備の新設計画はありません。

(2) 重要な設備の除却、売却

当事業年度において重要な設備の除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	71,000,000
計	71,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成19年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成19年6月28日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	38,276,857	38,276,857	ジャスダック証券取引所	—
計	38,276,857	38,276,857	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成19年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権及び新株予約権付社債の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

- ① 平成16年7月14日の取締役会決議、株式会社コモンウェルス・エンターテインメント第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本社債」という。）（平成16年7月30日発行）

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権付社債の残高（千円）	9,500	同左
新株予約権の数（個）	95	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	36,121（注）1	
新株予約権の行使時の払込金額（転換価額）	（注）2 同左	同左
新株予約権の行使期間	自 平成16年9月1日 至 平成21年7月29日 （繰上償還される場合には、 当該償還日の前営業日まで）	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格：転換価額 資本組入額：株式の発行価格 に0.5を乗じた金額とし、1円未 満の端数を生じる 場合には、これ を切り上げた 額とする。	同左
新株予約権の行使の条件	当社が本社債につき期限の利 益を喪失した場合には、以後新 株予約権を行使することはでき ないものとする。また、本新株 予約権の一部行使はできないも のとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	旧商法第341条ノ2第4項の 定めにより、本社債の社債部分 と本新株予約権のうち一方のみ を譲渡することはできない。	同左
代用払込みに関する事項	（注）3	同左
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. ただし、本新株予約権の目的たる株式の数は、転換価額の調整が行われる場合には、次の算式により調整されます。なお、調整の結果、1株未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てます。

$$\text{株式の数} = \frac{\text{新株予約権の行使請求にかかわる本社債の発行価額の総額}}{\text{一株当たりの新株予約権の行使時の払込金額（転換価額）}}$$

2. 本新株予約権の行使に際し、1株当たりの払い込むべき金額（以下、「転換価額」という。）は以下の通りであります。

ア) 転換価額

当初転換価額は263円とします。

イ) 転換価額の修正

転換価額は、転換前日を基準日としジャスダック証券取引所が公表する当社普通株式の普通取引の終値がある前3取引日（本新株予約権の行使の当日を含まない。）の平均値の90%の1円未満を切り上げた金額が、その日までの転換価額を1円以上上回る場合または下回る場合には、転換価額はその価額に修正されます。

ウ) 転換価額の調整

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（転換社債型新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整されます。

3. 本新株予約権を行使したときは、本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとみなします。

② 旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成16年11月25日臨時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	300	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	300,000(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	158(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成17年10月24日 至平成19年11月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格: 1株当たり158 資本組入額: 1株当たり79	同左 同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の発行日（以下「発行日」という。）以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が他の会社と合併を行う場合、当社が会社分割を行う場合、その他株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、必要と認める株式数の調整を行います。

2. 新株予約権の発行日（以下「発行日」という。）以降、株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日以降、当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、発行日以降、当社が他の会社と合併を行う場合、当社が株式分割を行う場合、その他行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、必要と認める払込価額の調整を行うものとします。

3. ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時において、当社の顧問の地位にあることを要します。
- ② 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分を認めないものとします。
- ③ 各新株予約権の一部行使はできないものとします。
- ④ 新株予約権者が新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を相続することができるものとします。
- ⑤ その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

③会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年6月29日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	600	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	600,000(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	197(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年8月28日 至平成21年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格: 1株当たり197 資本組入額: 1株当たり99	同左 同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 株式数の調整

- ① 当社が新株予約権発行日以降に、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により1株未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- ② 当社が新株予約権発行日以降に、他の会社と合併を行う場合、当社が会社分割を行う場合、その他株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、必要と認める株式数の調整を行うものとします。

2. 払込金額の調整

- ① 発行日以降、株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② 発行日以降、当社が時価を下回る価格で新株式を発行する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- ③ 発行日以降、当社が他の会社と合併を行う場合、当社が会社分割を行う場合、その他行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、必要と認める行使価額の調整を行うものとします。

3. 行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の顧問の地位にあることを要するものとします。但し、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。
- ② 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分を認めないものとします。
- ③ 各新株予約権の一部行使はできないものとします。
- ④ 新株予約権者が新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を相続することができるものとします。
- ⑤ その他の権利行使の条件については、平成18年6月29日開催の第29回定時株主総会および平成18年8月18日開催の取締役会決議に基づいて、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとします。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(単元)	—	238	667	13,320	479	30	23,457	38,191	85,857
所有株式数の割合 (%)	—	0.62	1.75	34.88	1.25	0.08	61.42	100.00	—

(注) 1. 自己株式117,029株は「個人その他」に117単元及び「単元未満株式の状況」に29株を含めて記載しております。

2. 「その他の法人」の中には、証券保管振替機構名義の株式が137単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
安田 隆夫	東京都港区	6,620	17.29
株式会社モバイル・エンター テイメント・コミュニケーションズ	東京都世田谷区玉川3丁目7番1号	5,720	14.94
柳田 康友	東京都港区	1,638	4.28
株式会社モアプランニング	埼玉県戸田市大字新曾98番地2	1,425	3.72
楽園堂株式会社	東京都世田谷区下馬5丁目39番20号	900	2.35
ブイ・シー管理株式会社	埼玉県戸田市上戸田5丁目19番7号	823	2.15
インター・アセット・ジャパン株式会社	東京都港区愛宕2丁目5番1号	751	1.96
達山 隆志	東京都港区	650	1.69
旭インベストメント株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目1番40号	551	1.43
大西 幸四郎	東京都杉並区	523	1.36
計	—	19,601	51.17

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 117,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 38,074,000	38,074	—
単元未満株式	普通株式 85,857	—	—
発行済株式総数	38,276,857	—	—
総株主の議決権	—	38,074	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式137,000株 (議決権の数137個) が含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社コモンウェルス・エンターテインメント	東京都港区麻布十番1-10-10	117,000	—	117,000	0.30
計	—	117,000	—	117,000	0.30

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

(平成16年11月25日臨時株主総会決議)

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び使用人ならびに顧問（当社と顧問契約を締結しているコンサルタントに限るものとし、以下同様とする。）に対し新株予約権を付与することを、平成16年11月25日の臨時株主総会において決議されたものであります。（平成17年10月24日発行）

決議年月日	平成16年11月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役、監査役及び使用人ならびに顧問（注1）
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	3,000,000株を上限とする。（注2）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	158
新株予約権の行使期間	平成17年10月24日から平成19年11月30日まで
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時において、当社の顧問の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役会が正当な理由のあると認めた場合はこの限りではない。 ② 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分を認めないものとする。 ③ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ④ 新株予約権者が新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を相続することができる。 ⑤ その他の権利行使の条件については、株主総会および取締役会決議に基づいて、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	_____
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_____

- (注) 1. 付与対象者の人数については、平成17年10月24日の取締役会決議により、当社顧問5名と確定しました。
2. 新株予約権発行日（以下、「発行日」という）以降、当社が株式分割または併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により1株未満の端数が生じるときは、これを切り捨てます。
- 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
- また、発行日以降、当社が他の会社と合併を行う場合、当社が会社分割を行う場合、その他株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、必要と認める株式数の調整を行います。
3. 新株予約権の発行日（以下『発行日』という。）以降、株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日以降、当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、発行日以降、当社が他の会社と合併を行う場合、当社が会社分割を行う場合、その他行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、必要と認める払込価額の調整を行うものとします。

(平成18年6月29日定時株主総会決議)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の使用人ならびに顧問（当社と顧問契約を締結しているコンサルタントに限るものとし、以下同様とする。）に対し新株予約権を付与することを、平成18年6月29日の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成18年6月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	顧問 2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	600,000株を上限とする。（注1）
新株予約権の行使時の払込金額	（注2）
新株予約権の行使期間	平成18年8月28日から平成21年6月30日まで
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時において、当社の顧問の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由のあると認めた場合はこの限りではない。 ② 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分を認めないものとする。 ③ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ④ 新株予約権者が新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を相続することができる。 ⑤ その他の権利行使の条件については、株主総会および取締役会決議に基づいて、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	_____
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_____

(注) 1. 新株予約権発行日（以下、「発行日」という）以降、当社が株式分割または併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により1株未満の端数が生じるときは、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、発行日以降、当社が他の会社と合併を行う場合、当社が会社分割を行う場合、その他株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、必要と認める株式数の調整を行います。

2. 新株予約権の行使時の払込金額は、新株予約権を発行する日の前日（取引が成立しない日を除く。）におけるジャスダック証券取引所が公表する当社株式普通取引の終値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とします。なお、新株予約権の発行日以降、株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日以降、当社が時価を下回る価額で新株式を発行する場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、発行日以降、当社が他の会社と合併を行う場合、当社が会社分割を行う場合、その他行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、必要と認める払込価額の調整を行うものとします。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 旧商法第221条第6項の規定に基づく単元未満株式の買取請求による普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	2,488	500,636
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には平成19年6月1日から、この有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡)	—	—	—	—
保有自己株式数	117,029	—	117,029	—

(注) 当期間における保有自己株式数には平成19年6月1日から、この有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付けしたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

今後も、中長期的な視点に立って、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより継続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めてまいります。

当社は「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第26期	第27期	第28期	第29期	第30期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
最高(円)	1,190	1,020	241 ※595	305	302
最低(円)	350	460	145 ※110	139	105

(注) 最高・最低株価は、平成16年12月13日よりジャスダック証券取引所におけるものであり、それ以前は日本証券業協会の公表のものであります。なお、第28期の事業年度別最高・最低株価のうち、※は日本証券業協会の公表のものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成18年10月	平成18年11月	平成18年12月	平成19年1月	平成19年2月	平成19年3月
最高(円)	189	165	141	170	162	134
最低(円)	160	117	115	105	122	114

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長		岡田 武	昭和37年9月28日生	昭和61年6月 岡田園開業 平成3年3月 有限会社岡田園設立取締役 平成6年6月 有限会社岡田園を株式会社へ組織 変更代表取締役 平成14年3月 同社退社 平成16年8月 株式会社ハッスル代表取締役 平成18年4月 当社顧問 平成19年3月 株式会社ハッスル代表取締役退任 平成19年6月 当社代表取締役社長（現任）	(注) 2	100,000
代表取締役 会長		柳田 康友	昭和39年11月29日生	平成6年11月 旭インベストメント株式会社 （旧商号サンナミ株式会社）設立 代表取締役 平成11年6月 株式会社ジャパンアミューズメン トエージェンシー設立代表取締役 平成16年3月 当社取締役 平成17年6月 当社取締役退任 平成17年6月 株式会社ジャパンアミューズメン トエージェンシー取締役退任 平成18年4月 当社顧問 平成19年6月 当社代表取締役会長（現任）	(注) 2	1,638,480
取締役	コンテンツ事 業本部長	尾崎 健一	昭和47年2月19日生	平成7年4月 兼松株式会社入社 平成12年5月 株式会社ジャパンアミューズメン トエージェンシー入社 平成14年6月 株式会社ジャパンアミューズメン トエージェンシー取締役営業第1 部長 平成15年6月 当社取締役 平成16年11月 当社執行役員 平成17年6月 当社取締役（現任）	(注) 2	4,000
取締役	管理本部長	塚田 英智	昭和39年11月21日生	昭和63年4月 フィルコ株式会社入社 平成12年9月 株式会社ジャパンアミューズメン トエージェンシー営業管理部長 平成15年4月 当社業務本部長 平成16年4月 当社管理本部長（現任） 平成17年6月 当社取締役（現任）	(注) 2	4,000
取締役	コンサルティン グ事業本部長	柳田 隆仁	昭和47年10月8日生	平成11年12月 東京コナミ株式会社入社 平成12年9月 北関東コナミ株式会社マネージャ ー 平成13年12月 同社退社 平成14年2月 当社入社 平成14年4月 当社部長 平成15年10月 当社事業本部長（現任） 平成19年6月 当社取締役（現任）	(注) 2・5	5,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	常勤	糸雅 利男	昭和21年8月3日生	昭和45年4月 株式会社東日本銀行入行 平成12年4月 株式会社ジャパンミュージメン トエージェンシーに出向 平成14年8月 当社へ出向 平成15年4月 当社入社管理本部長 平成16年6月 当社常勤監査役(現任)	(注) 3	—
監査役		鈴木 祐一	昭和21年9月21日生	昭和51年4月 東京地方検察庁検事に任官 昭和52年3月 山口地方検察庁検事 昭和55年3月 東京地方検察庁検事 昭和57年3月 名古屋地方検察庁検事 昭和58年4月 弁護士登録 昭和60年4月 弁護士事務所開業 平成15年6月 当社監査役(現任)	(注) 1・4	—
監査役		長田 浩司	昭和28年12月1日生	昭和52年4月 株式会社富士通ゼネラル入社 昭和59年10月 監査法人トーマツ入社 平成3年9月 公認会計士事務所開業 平成15年6月 当社監査役(現任)	(注) 1・4	—
計						1,751,480

- (注) 1. 監査役鈴木祐一及び長田浩司は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 平成19年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
3. 平成16年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
4. 平成19年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
5. 取締役柳田隆仁は、代表取締役会長柳田康友の実弟であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、事業経営において企業倫理の確立と経営の健全性並びに透明性を確保し、安全性、信頼性及び公共性など企業に課せられた社会的責任に対する認識を高め、企業経営のモニタリング機能を強化することであり、経営の重要な課題の一つと位置付けております。

これらの視点に加え、権限と責任の所在が明確な組織体制を構築すると共に、グローバルな資本市場の要請に対しましても、情報提供の迅速化と円滑化、且つタイムリーなディスクロージャーに努めると共にIR活動についても積極的に推進し、アカウンタビリティの充実を図ることが株主を中心としたステークホルダーや地域社会に対する貢献に繋がるものとみなしており、これらの組織体制作りを実践していくことが重要であると考えております。

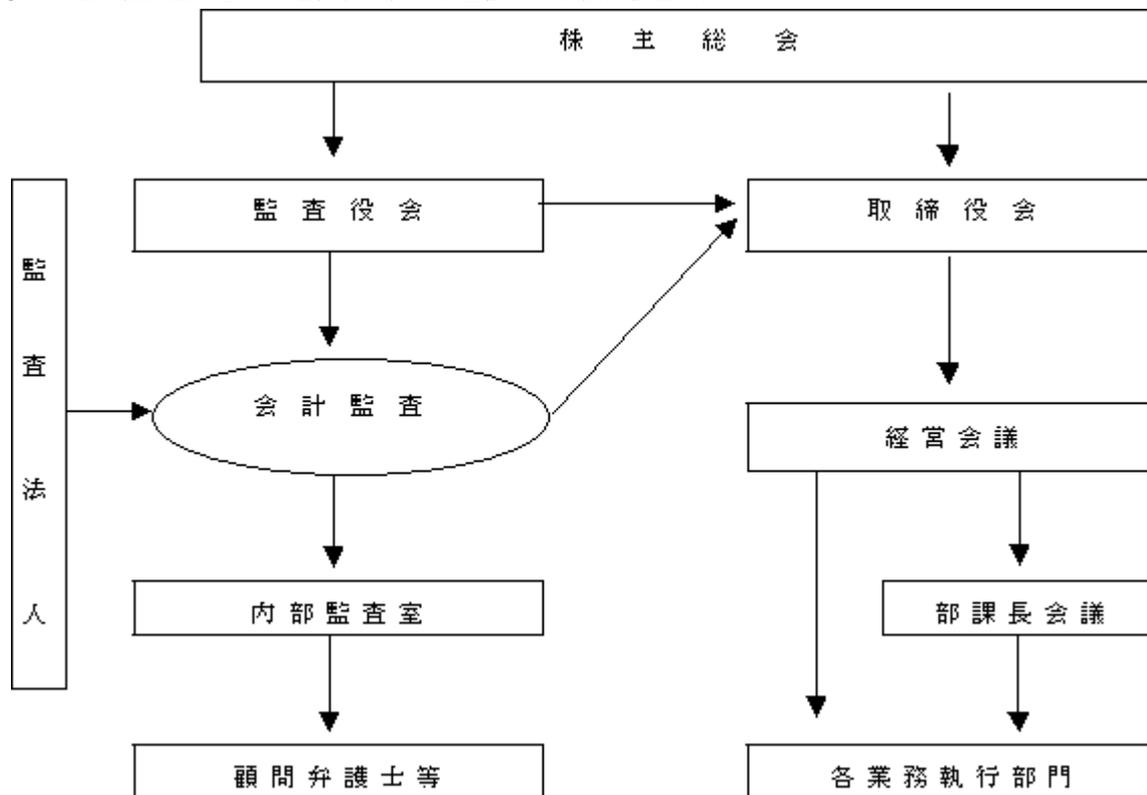
また、経営体制並びに内部統制機能の強化は事業経営の健全性と透明性を醸成するうえで重要と判断しており、これらの機能の強化は、適時・適格な意思決定並びに迅速且つ正確な事業経営に繋がり、以て生産性と収益の向上を図り、戦略性に富み、企業競争力豊かな企業へと発展していくものと考えております。

また、今後につきましては、企業価値創造へ直結した組織の構築を目指しながら、全社員にグローバルスタンダードに基づくコンプライアンス意識を定着させると共に実践していく経営体制を確立していくことが大切であると考えております。

(コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況)

(1) 会社の機関の内容

① 会社の経営上の意思決定、執行、及び監督に係る経営管理組織



② 取締役会及び取締役

当社の意思決定機関である取締役会は、4名の取締役によって構成されており、毎月1回の定例取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、社内規程及び会社法等に定める事項のほか、経営に係わる重要事項の全てを決定すると共に、経営施策事項等の進捗状況についても報告を行い、対策の検討を行うなど、経営意思の決定が迅速且つ適正に行われる有機的な機関として位置付けております。

なお、現任の4名の取締役は、全員が社内取締役であります。

③ 内部監査及び監査役、監査役会

当社は、会社の経営規模及び経営のモニタリング機能の実効性等を勘案し、また、現在の企業統治機構でその責務を果たすことは十分可能であるとの判断により、監査役会制度を継続して採用しております。

監査役会については人的関係、取引的關係、資本的關係等利害關係のない2名の社外監査役を含む3名の監査役で構成されており、この3名の監査役がそれぞれ独立した立場で会社の重要な書類の閲覽や取締役会及び経営會議等の重要な會議に出席するなど、それぞれの視点から経営監視機能を十分に發揮できる機能を有し、公正な監査を行う体制を整えております。

監査活動につきましては、取締役会、経営會議等の重要な會議への出席、営業部門、管理部門からのヒアリングを実施するなどのほか、会計監査人との監査計画及び半期並びに期末決算ごとの会計監査結果の報告を受けるなどを実施しております。また、内部監査室とは、内部監査の立会い、実施結果の報告を受けるなどの情報交換を密に行い、業務遂行時における健全化、効率化及び実効性の向上に努めております。

④ 会計監査人

当社は、会計監査人に監査法人ナカチを選任し、監査業務を委嘱しております。同監査法人には継続して会社法及び証券取引法に基づき公正不偏の立場から監査業務が遂行できるよう環境を整えながら、監査を受けると共に、公正且つ適切な経営情報並びに財務情報の提供に努めております。

なお、当期において、それぞれの会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、会計監査業務に係わる補助者等の構成は次の通りです。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名

代表社員 業務執行社員：平田卓 業務執行社員：吉永康樹

- ・監査業務に係わる補助者等の構成

公認会計士 7名、会計士補 2名

⑤ 内部監査室

当社は、代表取締役社長の直轄機関として1名からなる内部監査室を設置しております。内部監査室は、代表取締役社長の承認を得た内部監査実施計画書に基づき年1回以上、監査役及び会計監査人と相互に連携して内部統制の有効性、効率性及びリスクマネジメントの状況等についての監視・指導体制を執っております。

⑥ 経営會議

当社は、取締役会及び監査役会とは別に取締役及び各本部長で構成する「経営會議」を設置いたしております。この経営會議は、当社全体の経営管理の強化と意思統一の場として、更には経営課題の実務的な協議の場として毎月1回以上開催し、経営の迅速かつ適正な意思の決定を支えています。

⑦ 顧問またはコンサルティング

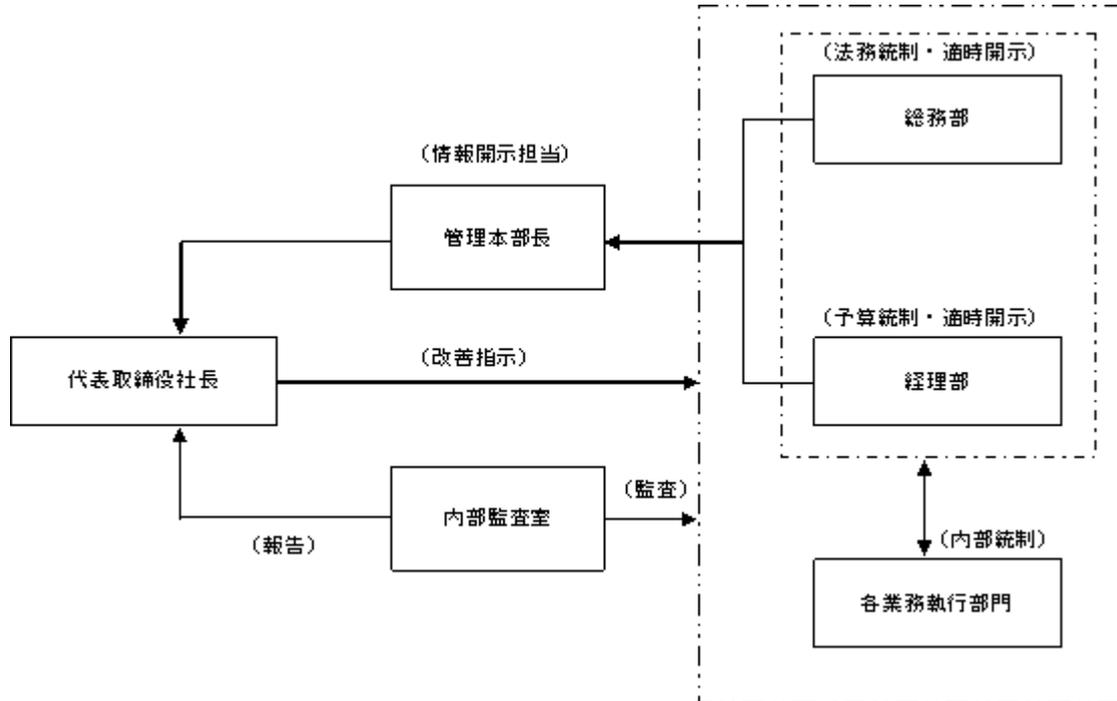
当社は、社外の第三者からの助言及び指導は、企業のリスクを回避する見地からも非常に有効であると認識しており、これらの機会を常時可能にするため、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、司法書士等各種専門家の方々と顧問またはコンサルティング契約を締結し、必要に応じて経営から日常業務に至るまで、法律、会計、税務、労務問題等の高度な助言、指導を受け、対内外を問わず全社的にコンプライアンス遵守の体制を整えております。

(2) 内部統制システムの整備の状況

当社は、法に定める事項を含め全社内業務全般に亘る施策事項を実行する際は、株主総会、取締役会、経営会議、稟議書及び申請書等の何れかの方法で実施許可を得なければならない事としています。これらの社内業務を遂行する際は、法の定めによるほかは、各会議体及び稟議書等での権限を及ぼすことができる施策の範囲や職制及び部署ごとの権限の所掌範囲並びに業務所掌範囲等を諸規程に定め、業務執行における責任と権限を明確にし、内部統制が適正に行われるようにしております。

その実施状況を内部監査室が適正性、正確性及び効率性の面から検証し、その結果を速やかに代表取締役社長に報告するほか、改善事項については代表取締役社長の承認の下、関係部門に説明・指導するほか、主管部門と協議の上、当該事項に係わる規程の制定・改訂案を経営会議及び取締役会へ上程しております。

なお、当社の管理部門及び業務執行部門への主な内部統制機能は以下の通りです。



(3) 内部管理体制の充実にに向けた取組みの状況

当社は、事業経営プロセスの健全化の向上、リスク対策の策定及び社会人としての倫理・規範の遵守をより推進し、管理・監督する統括機関として「リスク・内部統制監視委員会」を設置し、経営の健全化に資する企業風土づくりと全ての役員・社員の資質の向上を図ることを進めております。また、当社は、社内の不祥事、不正及び事故等の法令、「就業規則」及び「コーポレート・ガバナンス行動基準通則」に定める倫理規範に照らし、違反若しくは違反する恐れを発見した場合の通報の受信、事務処理及び通報者の人事上の取扱いを定めた内部通報制度を制定導入しております。

当社は、会社法及び取締役会規程に定める経営上重要な取締役会決議事項を除き、事業経営に係る全ての施策事項は、代表取締役社長の承認の下、毎月1回以上開催される経営会議に付議し、審議のうえ実行することと致しております。

経営会議においては、その施策事項を主管する構成員から目的、時期、予算及び投資効果等を明記した企画書、提案書及び申請書等が提示され、説明・報告の後、企画内容の審議と共に、その取扱いについて法の定めによる他は申請書、稟議書又は取締役会決議の何れかによる決定が行われます。決定されたそれぞれの方法に従い付議・起案され、承認又は可決された経営施策事項を実施いたしております。

適時開示につきましては、経営会議付議の後、直ちに適時開示規則に従い、情報開示担当取締役及び責任者がこれら全ての経営施策事項について適時開示の必要性の適否を判定し、施策事項を主管する部門と協議し、開示資料を作成いたしております。

開示資料については、代表取締役社長に開示資料の内容と共に開示の時期について承認を得たうえで、申請書、稟議書又は取締役会決議による決裁処理後、直ちに開示手続きを行う等、迅速かつ効果的に開示ができる組織体制を執っております。

また必要に応じて顧問弁護士、監査法人によるアドバイスを受け、正確かつ公正な情報を開示するよう努めております。

(役員報酬)

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

役員報酬：

取締役を支払った報酬	22,395千円
監査役を支払った報酬	9,540千円
計	31,935千円

(監査報酬)

当事業年度における当社の監査法人ナカチへの公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規定する業務に基づく報酬の額は以下のとおりであります。

① 当社及び関係会社が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額	21,800千円
② 上記①の合計額のうち公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	21,800千円
③ 上記②の合計額のうち当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	21,800千円

(取締役の定数)

当社の取締役は5名以内とする旨定款に定めております。

(取締役の選任の決議要件)

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

(株主総会の特別決議要件)

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前事業年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）及び当事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表について、監査法人ナカチにより監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)		
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
I 流動資産						
1. 現金及び預金		132,906		1,606,049		
2. 受取手形		6,299		—		
3. 売掛金		385,932		380,534		
4. 前渡金		2,659		16,294		
5. 前払費用		6,556		9,124		
6. 短期貸付金		2,219,800		1,604,937		
7. 未収入金		42,152		90,538		
8. 未収収益		24,941		—		
9. その他		1,101		6,089		
貸倒引当金		△1,422,153		△1,408,653		
流動資産合計		1,400,195	70.7	2,304,915	81.7	
II 固定資産						
1. 有形固定資産						
(1) 建物		38,959		38,959		
減価償却累計額		12,238	26,720	16,033	22,926	
(2) 工具、器具及び備品		32,173		32,687		
減価償却累計額		27,598	4,574	27,750	4,936	
有形固定資産合計			31,295		27,862	1.0
2. 無形固定資産						
(1) コンテンツ著作権勘定			—		158,947	
(2) コンテンツ著作権仮勘定			194,747		—	
(3) 商標権			324		279	
(4) ソフトウェア			4,418		720	
(5) 電話加入権			2,973		2,973	
無形固定資産合計			202,463		162,920	5.7
3. 投資その他の資産						
(1) 出資金			32,856		3,856	
(2) 長期貸付金			58,585		—	
(3) 破産債権更生債権等			77,264		130,517	
(4) 敷金差入保証金			283,172		327,022	
貸倒引当金			△106,193		△134,392	
投資その他の資産合計			345,685	17.5	327,004	11.6
固定資産合計			579,444	29.3	517,787	18.3
資産合計			1,979,640	100.0	2,822,703	100.0

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債					
1. 買掛金		372,035		502,383	
2. 未払金		20,604		12,544	
3. 未払費用		9,460		45,593	
4. 未払法人税等		11,007		11,042	
5. 未払消費税等		—		33,847	
6. 前受金		—		1,134	
7. 預り金		—		64,598	
8. 賞与引当金		4,573		5,109	
9. 事業再構築引当金		27,000		6,262	
10. 債務保証損失引当金		17,743		—	
11. その他		19,474		—	
流動負債合計		481,898	24.3	682,515	24.2
II 固定負債					
1. 転換社債型新株予約権 付社債		9,500		9,500	
2. 預り保証金		50,000		60,226	
3. 退職給付引当金		6,293		8,508	
4. その他		1,251		1,251	
固定負債合計		67,045	3.4	79,487	2.8
負債合計		548,943	27.7	762,002	27.0
(資本の部)					
I 資本金	※1	2,692,866	136.0	—	—
II 資本剰余金					
資本準備金		1,743,247		—	
資本剰余金合計		1,743,247	88.1	—	—
III 利益剰余金					
1. 任意積立金					
特別償却準備金		1,214		—	
2. 当期末処理損失		2,938,325		—	
利益剰余金合計		△2,937,110	△148.4	—	—
IV 自己株式	※2	△68,306	△3.5	—	—
資本合計		1,430,696	72.3	—	—
負債・資本合計		1,979,640	100.0	—	—

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)		
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
(純資産の部)						
I 株主資本						
1. 資本金			—		2,906,166	103.0
2. 資本剰余金						
(1) 資本準備金		—		1,956,547		
資本剰余金合計			—		1,956,547	69.3
3. 利益剰余金						
(1) その他利益剰余金						
特別償却準備金		—		652		
繰越利益剰余金		—		△2,754,400		
利益剰余金合計			—		△2,753,748	△97.6
4. 自己株式			—		△68,807	△2.4
株主資本合計			—		2,040,157	72.3
II 新株予約権			—		20,542	0.7
純資産合計			—		2,060,700	73.0
負債純資産合計			—		2,822,703	100.0

②【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
		金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
I 売上高	※1		3,990,579	100.0		3,215,154	100.0
II 売上原価							
1. 商品期首たな卸高		91,780			—		
2. 当期商品仕入高		3,202,667			2,512,615		
合計		3,294,448			2,512,615		
3. 他勘定振替高	※2	646			—		
4. 商品期末たな卸高		—	3,293,801	82.5	—	2,512,615	78.2
売上総利益			696,777	17.5		702,538	21.8
III 販売費及び一般管理費							
1. 貸倒引当金繰入額		—			24,324		
2. 広告宣伝費		—			33,075		
3. 外注費		56,824			42,954		
4. 接待交際費		25,324			30,496		
5. 役員報酬		43,869			31,935		
6. 給料手当・賞与		93,662			71,021		
7. 賞与引当金繰入額		2,505			5,109		
8. 退職給付費用		3,126			2,438		
9. 法定福利費		17,564			12,302		
10. 旅費交通費		13,406			10,055		
11. 支払手数料		59,240			66,268		
12. 地代家賃		76,393			74,928		
13. コンテンツ著作権勘定償却額		—			42,315		
14. 減価償却費		12,915			7,492		
15. その他		87,426	492,260	12.3	95,354	550,072	17.1
営業利益			204,517	5.1		152,465	4.7

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
		金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
IV 営業外収益							
1. 受取利息		20,362			28,129		
2. 債権債務精算益		3,256			—		
3. その他		2,593	26,213	0.7	830	28,960	0.9
V 営業外費用							
1. 支払利息		1,623			794		
2. 新株発行費		1,202			—		
3. 株式交付費		—			2,847		
4. 延滞税等		—			8,178		
5. 貸倒引当金繰入額		1,588			—		
6. 前渡金精算損		—			2,019		
7. その他		344	4,758	0.1	304	14,145	0.4
経常利益			225,971	5.7		167,280	5.2
VI 特別利益							
1. 前期損益修正益	※3	—			2,597		
2. 貸倒引当金戻入益		—			9,625		
3. 事業再構築引当金戻入益		—			7,593		
4. 関係会社事業損失引当金戻入益	※4	892,159	892,159	22.4	—	19,816	0.6
VII 特別損失							
1. 固定資産除却損	※5	—			1,103		
2. 特別退職金	※6	14,424			—		
3. 貸倒引当金繰入額	※7	1,399,224			—		
4. 事業再構築費用	※8	150,225			—		
5. 債務保証損失引当金繰入額	※9	26,920			—		
6. 訴訟費用		—	1,590,795	39.9	1,291	2,395	0.1
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失 (△)			△472,664	△11.8		184,702	5.7
法人税、住民税及び事 業税			1,886	0.0		1,340	0.0
当期純利益又は当期純 損失 (△)			△474,550	△11.9		183,361	5.7
前期繰越損失			2,463,774			—	
当期未処理損失			2,938,325			—	

③【株主資本等変動計算書】

当事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				特別償却準備金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高(千円)	2,692,866	1,743,247	1,743,247	1,214	△2,938,325	△2,937,110	△68,306	1,430,696
事業年度中の変動額								
新株の発行	213,300	213,300	213,300					426,600
特別償却準備金の取崩				△562	562	—		—
当期純利益					183,361	183,361		183,361
自己株式の取得							△500	△500
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計(千円)	213,300	213,300	213,300	△562	183,924	183,361	△500	609,461
平成19年3月31日残高(千円)	2,906,166	1,956,547	1,956,547	652	△2,754,400	△2,753,748	△68,807	2,040,157

	新株予約権	純資産合計
平成18年3月31日残高(千円)	—	1,430,696
事業年度中の変動額		
新株の発行		426,600
特別償却準備金の取崩		—
当期純利益		183,361
自己株式の取得		△500
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	20,542	20,542
事業年度中の変動額合計(千円)	20,542	630,003
平成19年3月31日残高(千円)	20,542	2,060,700

④【キャッシュ・フロー計算書】

		前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)		△472,664	184,702
減価償却費		14,953	8,511
コンテンツ著作権勘定償却額		—	42,315
貸倒引当金の増減額		1,400,951	14,698
関係会社事業損失引当金の増減額		△1,302,175	—
事業再構築引当金の増減額		△111,492	△20,737
債務保証損失引当金の増減額		17,743	△17,743
事業再構築費用		150,225	—
売上債権の増減額		△172,169	12,463
たな卸資産の増減額		91,780	—
未収入金の増減額		356,065	△48,386
営業保証金の増減額		△103,257	—
仕入債務の増減額		186,771	116,712
その他流動負債の増減額		△148,674	118,527
預り保証金の増減額		26,600	126
その他		△23,819	18,200
小計		△89,161	429,392
利息の受取額		158	47,031
利息の支払額		△1,583	△794
法人税等の支払額		△22,098	△2,688
営業活動によるキャッシュ・フロー		△112,684	472,941

		前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の払戻しによる収入		50,000	—
無形固定資産の取得による支出		△194,869	—
貸付による支出		△408,630	△457,250
貸付金の回収による収入		21,938	1,077,813
敷金差入保証金の差入による支出		—	△44,850
敷金差入保証金の返還による収入		65,622	1,000
出資金の支出		△32,856	—
その他		△28	△2,610
投資活動によるキャッシュ・フロー		△498,822	574,102
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の増減額		△15,000	—
株式の発行による収入		—	426,600
その他		△16,825	△500
財務活動によるキャッシュ・フロー		△31,825	426,099
IV 現金及び現金同等物の増減額		△643,332	1,473,143
V 現金及び現金同等物の期首残高		776,238	132,906
VI 現金及び現金同等物の期末残高	※1	132,906	1,606,049

⑤【損失処理計算書】

		前事業年度 株主総会承認日 (平成18年6月29日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	
(当期未処理損失の処理)			
I 当期未処理損失			2,938,325
II 損失処理額			
1. 任意積立金取崩額			
特別償却準備金取崩額		562	562
III 次期繰越損失			2,937,762

(注) 特別償却準備金取崩額は、租税特別措置法の規定に基づく取崩額であり、繰延税金負債相当額の控除後の金額で表示しております。

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>当社は、過去6会計期間連続して営業キャッシュ・フローがマイナスの状態が継続し、当会計期間においても112,684千円のマイナス営業キャッシュ・フローとなっております。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。</p> <p>このため当社は、企業としての社会的責任を全うしていくうえでも営業キャッシュ・フローの黒字化が企業体力強化に必須の課題と認識しており、実現のための経営諸施策を鋭意実施してまいり所存です。</p> <p>当社は、営業キャッシュ・フロー赤字体質からの脱却に向けた中長期的な取組みとして、既存事業の拡大・発展と新規事業の確立を中心として積極的に展開し事業基盤の安定強化を図ってまいります。また、これら事業推進の円滑化と迅速化を担う運転資金管理の徹底、販売費及び一般管理費削減等の諸施策についても積極的に推進してまいります。</p> <p>当会計期間においては、パチンコ、パチスロへの著作権商品化及び液晶基盤の開発等の遊技機関連事業及びキャラクター商品化事業を柱として積極的に事業を展開し、売上高増に大きく貢献しました。一方、慢性的なキャッシュ・フロー赤字の主因であった店舗運営事業につきましては、平成17年9月30日をもって当事業の全部を廃止し、これに伴う本社部門の合理化等を併せて実施しました。その結果、営業収益を確保するに至るなど、財務体質改善に大きく前進が見られましたものの、直営の店舗廃止に伴う特別損失が大きく、営業キャッシュ・フローはマイナス計上の止む無きに至りました。</p> <p>しかしながら、当期全体の事業経営については、前期まで継続的に計上しておりました営業損失並びに経常損失から営業利益（204,517千円）及び経常利益（225,971千円）を確保できる事業経営へと変わりました。業績は着実に改善しており、この経営状況は来期以降も継続する見通しであり、今後の営業キャッシュ・フロー黒字化定着に直結するものと考えております。</p> <p>当社独自のノウハウを蓄積したキャラクター商品化事業、デジタルコンテンツ事業の既存事業に加え、来期以降、市場の更なる拡大が見込まれるアニメビジネス並びに業務・資本提携契約に基づいた大手総合ディスカウントストアとの共同事業が本格稼働する見通しであります。既存事業からの安定的な利益獲得に加え、収益性・成長性が期待できる新規事業が順調に推移することにより、当社の財務基盤は大きく改善することが見込まれております。</p> <p>従いまして、財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を反映しておりません。</p>	<p>当社の、前事業年度までの継続的な営業キャッシュ・フローのマイナス状態は、当事業年度において解消されましたが、安定した営業キャッシュ・フローの黒字体質には至っておらず、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。</p> <p>なお、当社の営業キャッシュ・フロー黒字化定着に向けた取組みは以下のとおりであり、経営基盤の強化・安定化に向けて大きく前進しております。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① キャラクター著作権商品化事業及び携帯コンテンツ事業等の既存事業の拡充 ② 遊休施設及び土地等の不動産活用のコンサルタントビジネスやパチンコ店のパチンコ景品の仕入・陳列・交換受託業務の全国展開や大手ディスカウントストアとの業務提携等による新規事業の拡大 ③ 販売費及び一般管理費の抑制 ④ 運転資金の徹底した管理体制構築 <p>従いまして、財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を反映しておりません。</p>

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)								
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>6～15年</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>6～8年</td> </tr> </table> <p>(2)無形固定資産 ソフトウェア 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。 コンテンツ版權 法人税法に定める特別な償却方法と同様の償却方法により2年で償却しております。</p>	建物	6～15年	工具、器具及び備品	6～8年	<p>(1)有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>6～15年</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>6～8年</td> </tr> </table> <p>(2)無形固定資産 ソフトウェア 同左</p> <p>コンテンツ版權 定額法により2年で償却しております。 (追加情報) コンテンツ版權については、当事業年度においてコンテンツ版權仮勘定から振り替えると共に、定額法により償却を開始しております。</p>	建物	6～15年	工具、器具及び備品	6～8年
建物	6～15年									
工具、器具及び備品	6～8年									
建物	6～15年									
工具、器具及び備品	6～8年									
2. 繰延資産の処理方法	<p>(1)新株発行費 支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>(2) _____</p>	<p>(1) _____</p> <p>(2)株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。</p>								
3. 引当金の計上基準	<p>(1)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2)賞与引当金 従業員の賞与に備えるため、将来の支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。</p>	<p>(1)貸倒引当金 同左</p> <p>(2)賞与引当金 同左</p>								

項目	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務（自己都合退職による期末要支給額）を計上しております。</p> <p>(4)事業再構築引当金 当社において、事業再構築に伴う損失に備えるため、店舗運営事業の営業廃止によって発生する費用のうち、合理的に見積もる事のできる費用を計上しております。</p> <p>(5)債務保証損失引当金 債務保証に係る損失に備えるため、債務保証先の財政状態を勘案し、損失負担見積額を計上しております。</p>	<p>(3)退職給付引当金 同左</p> <p>(4)事業再構築引当金 同左</p> <p>(5) _____</p>
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引出可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	(1)消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

<p>前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>—————</p> <p>—————</p>	<p>—————</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は2,040,157千円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。 (ストック・オプション等に関する会計基準) 当事業年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ17,974千円減少しております。</p>

表示方法の変更

<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表)</p> <p>前期まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「未収収益」は、資産の総額の100分の1を超えることとなったため、当期より区分掲記しております。</p> <p>なお、前期に流動資産の「その他」に含めて表示した「未収収益」は5,083千円であります。</p>	<p>(貸借対照表)</p> <p>前期まで区分掲記しておりました「未収収益」(当期末残高6,039千円)は資産の合計額の100分の1以下となったため、流動資産の「その他」に含めて表示することになりました。</p> <p>前期まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「預り金」は負債純資産の総額の100分の1を超えることとなったため、当期より区分掲記しております。</p> <p>なお、前期に流動負債の「その他」に含めて表示した「預り金」は9,373千円であります。</p>
<p>(損益計算書)</p> <p>前期まで販売費及び一般管理費の「その他」に含めて表示しておりました「接待交際費」及び「外注費」は、販売費及び一般管理費の合計額の100分の5を超えることとなったため、当期より区分掲記しております。</p> <p>なお、前期に販売費及び一般管理費の「その他」に含めて表示した「接待交際費」は12,447千円、「外注費」は、58,517千円であります。</p> <p>前期まで区分掲記しておりました販売費及び一般管理費の「雑給」(当期8,575千円)、「水道光熱費」(当期7,381千円)、「広告宣伝費」(当期2,400千円)、「消耗品費」(当期3,198千円)及び「荷造運賃費」(当期4,872千円)は、販売費及び一般管理費の合計額の100分の5以下となったため「その他」に含めて表示することになりました。</p>	<p>(損益計算書)</p> <p>1. 前期まで販売費及び一般管理費の「その他」に含めて表示しておりました「貸倒引当金繰入額」は金額的重要性が増したため、「広告宣伝費」は、販売費及び一般管理費の合計額の100分の5を超えることとなったため、当期より区分掲記しております。</p> <p>なお、前期に販売費及び一般管理費の「その他」に含めて表示しておりました「貸倒引当金繰入額」は138千円「広告宣伝費」は2,400千円であります。</p> <p>2. 前期において「新株発行費」として掲記されていたものは、当期から「株式交付費」と表示しております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)						
<p>※1 授権株式数及び発行済株式総数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">授権株式数</td> <td style="width: 15%;">普通株式</td> <td style="width: 70%; text-align: right;">71,000,000株</td> </tr> <tr> <td>発行済株式総数</td> <td>普通株式</td> <td style="text-align: right;">35,576,857株</td> </tr> </table>	授権株式数	普通株式	71,000,000株	発行済株式総数	普通株式	35,576,857株	<p>※1</p> <p>_____</p>
授権株式数	普通株式	71,000,000株					
発行済株式総数	普通株式	35,576,857株					
<p>※2 自己株式</p> <p>当社が保有する自己株式数は、普通株式114,541株であります。</p>	<p>※2</p> <p>_____</p>						
<p>3 平成15年6月27日開催の定時株主総会において下記の欠損てん補を行っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">資本準備金</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">1,136,000千円</td> </tr> <tr> <td>利益準備金</td> <td style="text-align: right;">13,000千円</td> </tr> </table>	資本準備金	1,136,000千円	利益準備金	13,000千円	<p>3</p> <p>_____</p>		
資本準備金	1,136,000千円						
利益準備金	13,000千円						
<p>4 資本の欠損</p> <p>資本の欠損の額は3,005,417千円であります。</p>	<p>4</p> <p>_____</p>						

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	35,576,857	2,700,000	—	38,276,857
合計	35,576,857	2,700,000	—	38,276,857
自己株式				
普通株式 (注) 2	114,541	2,488	—	117,029
合計	114,541	2,488	—	117,029

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加2,700,000株は、新株予約権の権利行使による新株の発行によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加2,488株は、単元未満株式の買取によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			前事業年度末	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプション等としての新株予約権	—	—	—	—	—	20,542
	合計	—	—	—	—	—	20,542

(注) 上記の新株予約権は、すべて権利行使可能なものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲 記されている科目の金額との関係 現金及び預金期末残高 132,906千円 預入期間が3ヵ月を超える定 期預金 ー千円 現金及び現金同等物の期末残 高 <u>132,906千円</u>	※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲 記されている科目の金額との関係 現金及び預金期末残高 1,606,049千円 預入期間が3ヵ月を超える定 期預金 ー千円 現金及び現金同等物の期末残 高 <u>1,606,049千円</u>
2 重要な非資金取引の内容 (転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使) 新株予約権の行使による資本金増加 額 147,249千円 新株予約権の行使による資本準備金 増加額 147,250千円 新株予約権の行使による新株予約権 付社債減少額 <u>294,500千円</u>	—————

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)				当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引			
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
工具、器具及び備品	28,273	18,555	9,718	工具、器具及び備品	25,396	20,852	4,543
合計	28,273	18,555	9,718	合計	25,396	20,852	4,543
(2) 未経過リース料期末残高相当額				(2) 未経過リース料期末残高相当額			
1年以内			5,314千円	1年以内			4,594千円
1年超			4,763千円	1年超			169千円
合計			10,078千円	合計			4,763千円
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			
支払リース料			6,105千円	支払リース料			5,502千円
減価償却費相当額			5,750千円	減価償却費相当額			5,174千円
支払利息相当額			326千円	支払利息相当額			187千円
(4) 減価償却費相当額の算定方法				(4) 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				同左			
(5) 利息相当額の算定方法				(5) 利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				同左			

(有価証券関係)

前事業年度（平成18年3月31日現在）

該当事項はありません。

当事業年度（平成19年3月31日現在）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

当社はデリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

当事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

当社はデリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)										
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。</p>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。</p>										
<p>2. 退職給付債務及びその内訳</p> <table><tr><td>退職給付債務</td><td>6,293千円</td></tr><tr><td>退職給付引当金</td><td>6,293千円</td></tr></table>	退職給付債務	6,293千円	退職給付引当金	6,293千円	<p>2. 退職給付債務及びその内訳</p> <table><tr><td>退職給付債務</td><td>8,508千円</td></tr><tr><td>退職給付引当金</td><td>8,508千円</td></tr></table>	退職給付債務	8,508千円	退職給付引当金	8,508千円		
退職給付債務	6,293千円										
退職給付引当金	6,293千円										
退職給付債務	8,508千円										
退職給付引当金	8,508千円										
<p>3. 退職給付費用及びその内訳</p> <table><tr><td>退職給付費用</td><td>3,183千円</td></tr><tr><td>(1) 退職給付引当金繰入額</td><td>3,126千円</td></tr><tr><td>(2) その他</td><td>56千円</td></tr></table>	退職給付費用	3,183千円	(1) 退職給付引当金繰入額	3,126千円	(2) その他	56千円	<p>3. 退職給付費用及びその内訳</p> <table><tr><td>退職給付費用</td><td>2,438千円</td></tr><tr><td>退職給付引当金繰入額</td><td>2,438千円</td></tr></table>	退職給付費用	2,438千円	退職給付引当金繰入額	2,438千円
退職給付費用	3,183千円										
(1) 退職給付引当金繰入額	3,126千円										
(2) その他	56千円										
退職給付費用	2,438千円										
退職給付引当金繰入額	2,438千円										
<p>4. 退職給付債務の計算基礎 当社は退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しておりますので、基礎率等については記載しておりません。</p>	<p>4. 退職給付債務の計算基礎 当社は退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しておりますので、基礎率等については記載しておりません。</p>										

(ストック・オプション等関係)

当事業年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

1. スtock・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 17,974千円

2. スtock・オプション等の内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプション等の内容

	平成17年 新株予約権	平成18年 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社顧問 5名	当社顧問 2名
株式の種類別のストック・オプション等の数 (注)	普通株式 3,000,000株	普通株式 600,000株
付与日	平成17年10月24日	平成18年8月28日
権利確定条件	付与日(平成17年10月24日)以降、権利確定日まで当社の顧問の地位にあること。	付与日(平成18年8月28日)以降、権利確定日まで当社の顧問の地位にあること。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成17年10月24日 至 平成19年11月30日	自 平成18年8月28日 至 平成21年6月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプション等の規模及びその変動状況

当事業年度(平成19年3月期)において存在したストック・オプション等を対象とし、ストック・オプション等の数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプション等の数

	平成17年 新株予約権	平成18年 新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	—
付与	—	600,000
失効	—	—
権利確定	—	600,000
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前事業年度末	3,000,000	—
権利確定	—	600,000
権利行使	2,700,000	—
失効	—	—
未行使残	300,000	600,000

② 単価情報

	平成17年 新株予約権	平成18年 新株予約権
権利行使価格 (円)	158	197
行使時平均株価 (円)	226	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	34

3. ストック・オプション等の公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された平成18年新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- ① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
 ② 主な基礎数値及び見積方法

	平成18年 新株予約権
株価変動性 (注) 1	48%
予想残存期間 (注) 2	1.4年
予想配当 (注) 3	0円/株
無リスク利率 (注) 4	0.68%

- (注) 1. 1.5年間（平成17年1月から平成18年7月まで）の株価実績に基づき算定しております。
 2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。
 3. 平成18年3月期の配当実績によっております。
 4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプション等の権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)																																																																																												
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>商品評価損否認額</td> <td style="text-align: right;">1,932</td> </tr> <tr> <td>関係会社事業損失引当金否認額</td> <td style="text-align: right;">166,876</td> </tr> <tr> <td>事業再構築引当金否認額</td> <td style="text-align: right;">10,989</td> </tr> <tr> <td>債務保証損失引当金否認額</td> <td style="text-align: right;">7,221</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券評価損否認額</td> <td style="text-align: right;">105,574</td> </tr> <tr> <td>未払事業税否認額(外形標準課税)</td> <td style="text-align: right;">4,479</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金損金算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">614,222</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金損金算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">1,861</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金損金算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">2,616</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">1,035,047</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">374</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">小計 1,951,195</td> </tr> <tr> <td>評価性引当金</td> <td style="text-align: right;">△1,950,737</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">合計 457</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別償却準備金</td> <td style="text-align: right;">△457</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債 合計</td> <td style="text-align: right;">△457</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: right;">(%)</td> </tr> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.7</td> </tr> </table> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。</p>	繰延税金資産	(千円)	商品評価損否認額	1,932	関係会社事業損失引当金否認額	166,876	事業再構築引当金否認額	10,989	債務保証損失引当金否認額	7,221	投資有価証券評価損否認額	105,574	未払事業税否認額(外形標準課税)	4,479	貸倒引当金損金算入限度超過額	614,222	賞与引当金損金算入限度超過額	1,861	退職給付引当金損金算入限度超過額	2,616	繰越欠損金	1,035,047	その他	374	繰延税金資産	小計 1,951,195	評価性引当金	△1,950,737	繰延税金資産	合計 457	繰延税金負債		特別償却準備金	△457	繰延税金負債 合計	△457	繰延税金資産の純額	—		(%)	法定実効税率	40.7	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>事業再構築引当金否認</td> <td style="text-align: right;">2,548</td> </tr> <tr> <td>保証債務履行による求償権加算</td> <td style="text-align: right;">7,478</td> </tr> <tr> <td>未払事業税否認額(外形標準課税)</td> <td style="text-align: right;">5,982</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">625,023</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">2,079</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金繰入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">3,462</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">1,105,924</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">552</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">小計 1,753,052</td> </tr> <tr> <td>評価性引当金</td> <td style="text-align: right;">△1,752,965</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">合計 86</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別償却準備金</td> <td style="text-align: right;">△62</td> </tr> <tr> <td>未払消費税等</td> <td style="text-align: right;">△23</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債 合計</td> <td style="text-align: right;">△86</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: right;">(%)</td> </tr> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.7</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>評価性引当金の増減</td> <td style="text-align: right;">△107.1</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">65.7</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">0.7</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.7</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right;">0.7</td> </tr> </table>	繰延税金資産	(千円)	事業再構築引当金否認	2,548	保証債務履行による求償権加算	7,478	未払事業税否認額(外形標準課税)	5,982	貸倒引当金繰入限度超過額	625,023	賞与引当金繰入限度超過額	2,079	退職給付引当金繰入限度超過額	3,462	繰越欠損金	1,105,924	その他	552	繰延税金資産	小計 1,753,052	評価性引当金	△1,752,965	繰延税金資産	合計 86	繰延税金負債		特別償却準備金	△62	未払消費税等	△23	繰延税金負債 合計	△86	繰延税金資産の純額	—		(%)	法定実効税率	40.7	(調整)		評価性引当金の増減	△107.1	交際費等永久に損金に算入されない項目	65.7	住民税均等割	0.7	その他	0.7	税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.7
繰延税金資産	(千円)																																																																																												
商品評価損否認額	1,932																																																																																												
関係会社事業損失引当金否認額	166,876																																																																																												
事業再構築引当金否認額	10,989																																																																																												
債務保証損失引当金否認額	7,221																																																																																												
投資有価証券評価損否認額	105,574																																																																																												
未払事業税否認額(外形標準課税)	4,479																																																																																												
貸倒引当金損金算入限度超過額	614,222																																																																																												
賞与引当金損金算入限度超過額	1,861																																																																																												
退職給付引当金損金算入限度超過額	2,616																																																																																												
繰越欠損金	1,035,047																																																																																												
その他	374																																																																																												
繰延税金資産	小計 1,951,195																																																																																												
評価性引当金	△1,950,737																																																																																												
繰延税金資産	合計 457																																																																																												
繰延税金負債																																																																																													
特別償却準備金	△457																																																																																												
繰延税金負債 合計	△457																																																																																												
繰延税金資産の純額	—																																																																																												
	(%)																																																																																												
法定実効税率	40.7																																																																																												
繰延税金資産	(千円)																																																																																												
事業再構築引当金否認	2,548																																																																																												
保証債務履行による求償権加算	7,478																																																																																												
未払事業税否認額(外形標準課税)	5,982																																																																																												
貸倒引当金繰入限度超過額	625,023																																																																																												
賞与引当金繰入限度超過額	2,079																																																																																												
退職給付引当金繰入限度超過額	3,462																																																																																												
繰越欠損金	1,105,924																																																																																												
その他	552																																																																																												
繰延税金資産	小計 1,753,052																																																																																												
評価性引当金	△1,752,965																																																																																												
繰延税金資産	合計 86																																																																																												
繰延税金負債																																																																																													
特別償却準備金	△62																																																																																												
未払消費税等	△23																																																																																												
繰延税金負債 合計	△86																																																																																												
繰延税金資産の純額	—																																																																																												
	(%)																																																																																												
法定実効税率	40.7																																																																																												
(調整)																																																																																													
評価性引当金の増減	△107.1																																																																																												
交際費等永久に損金に算入されない項目	65.7																																																																																												
住民税均等割	0.7																																																																																												
その他	0.7																																																																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.7																																																																																												

(持分法損益等)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
当社は関連会社がないため、該当事項はありません。	同左

【関連当事者との取引】

前事業年度（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）

1. 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容 (注2)	取引金額 (千円) (注1)	科目	期末残高 (千円) (注1)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(注3) (当該会社等の子会社を含む)	旭インベストメント(株)	東京都港区	40,000	物流倉庫の賃貸業	(被所有) 直接 1.54%	役員 1名	倉庫の賃貸	資金の貸付	50,000	短期貸付金	576,500
	サンロジテック(株)	東京都港区	30,000	運送業	—	なし	在庫商品の管理業務	倉庫管理手数料等の支払	4,469	未払費用	151
主要株主 (個人)が議決権の過半数を所有している会社等	(株)パウ・クリエーション (注4)	東京都江戸川区	10,000	不動産賃貸業及び店舗運営	—	なし	不動産転貸借	預り金の支払	—	預り金	1,351

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
手数料等は、他社との取引価格を参考にして、同等の価格によっております。
3. 平成17年6月29日の株主総会において取締役柳田康友が退任し、関連当事者に該当しなくなったことに伴い、退任日までの取引について記載しております。
4. 当社の主要株主（安田隆夫氏）が代表取締役会長を務めております。

当事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

1. 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容 (注2)	取引金額 (千円) (注1)	科目	期末残高 (千円) (注1)
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主 (個人)が議決権の過半数を所有している会社等	(株)パウ・クリエーション (注3)	東京都江戸川区	10,000	不動産賃貸業及び店舗運営	—	なし	不動産転貸借	保証金の支払	—	差入保証金	43,850
	(株)ドンキコム (注3)	東京都江戸川区	450,000	WEBサイトによる商品販売事業	—	なし	商品の販売・仕入	商品の売上 手数料 商品の仕入	1,028 4,244	売掛金 買掛金	934 939

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
手数料等は、他社との取引価格を参考にして、同等の価格によっております。
3. 当社の主要株主（安田隆夫氏）が代表取締役会長を務めております。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
1株当たり純資産額	40円34銭	1株当たり純資産額	53円46銭
1株当たり当期純損失金額	14円04銭	1株当たり当期純利益金額	4円88銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失が計上されているため、記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	4円84銭

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△474,550	183,361
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△474,550	183,361
期中平均株式数 (株)	33,794,516	37,569,013
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額 (千円)	—	—
普通株式増加数 (株)	—	302,677
(うち新株予約権付社債)	—	(43,981)
(うち新株予約権)	—	(258,696)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	転換社債型新株予約権付社債の残高 9,500千円 新株予約権の残高 95個	平成18年6月29日定時株主総会決議に基づく 600個 新株予約権の残高

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p><u>新株予約権(ストックオプション)の権利行使</u></p> <p>当事業年度終了後、平成18年6月20日に新株予約権(ストックオプション：平成16年11月25日臨時株主総会決議平成17年10月24日発行)の一部権利行使2,700個)を受けました。当該新株予約権の権利行使の概要は次のとおりです。</p> <p>増加した株式数 2,700,000株 増加した資本金 213,300千円 増加した資本準備金 213,300千円</p> <p>これにより平成18年6月29日現在の発行済株式数は38,276,857株、資本金は2,906,166千円、資本準備金は1,956,547千円となりました。</p>	<p>—————</p>

⑥【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	38,959	—	—	38,959	16,033	3,794	22,926
工具、器具及び備品	32,173	2,610	2,096	32,687	27,750	2,105	4,936
有形固定資産計	71,132	2,610	2,096	71,646	43,784	5,899	27,862
無形固定資産							
コンテンツ著作権勘定	—	201,263	—	201,263	42,315	42,315	158,947
コンテンツ著作権仮勘定	194,747	16,578	211,326	—	—	—	—
商標権	447	—	—	447	167	44	279
ソフトウェア	44,485	—	3,120	41,364	40,644	2,567	720
電話加入権	2,973	—	—	2,973	—	—	2,973
無形固定資産計	242,653	217,842	214,446	246,048	83,127	44,927	162,920
長期前払費用	—	—	—	—	—	—	—
繰延資産	—	—	—	—	—	—	—

(注) 当期増減額のうち、主なものは次のとおりであります。

工具器具備品	増 加	本部社内PC新規導入費用	2,610
	減 少	本部社内PC老朽化による除却	2,096
コンテンツ著作権勘定	増 加	アニメ事業コンテンツ制作稼働による増加	201,263
コンテンツ著作権仮勘定	減 少	アニメ事業コンテンツ制作稼働による減少	211,326

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第1回無担保転換社債型新株 予約権付社債(注)1	平成16年 9月1日	9,500	9,500	0.0	無し	平成21年 7月29日
合計	—	9,500	9,500	—	—	—

(注) 1. 新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

銘柄	第1回無担保転換社債型新株予約 権付社債
発行すべき株式	普通株式
新株予約権の発行価額(円)	無償
株式の発行価格(円)	転換価額
発行価額の総額(千円)	625,900
新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額(千円)	616,400
新株予約権の付与割合(%)	100
新株予約権の行使期間	平成16年9月1日から 平成21年7月29日まで

なお、新株予約権を行使しようとする者の請求があるときは、その新株予約権が付せられた社債の全額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとします。また、新株予約権が行使されたときには、当該請求があったものとみなします。

2. 決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
—	—	9,500	—	—

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,528,346	37,627	—	22,928	1,543,045
賞与引当金	4,573	5,109	4,573	—	5,109
事業再構築引当金	27,000	—	13,143	7,593	6,262
債務保証損失引当金	17,743	—	17,743	—	—

(注) 1. 貸倒引当金の当期減少額「その他」の内容は以下のとおりであります。

一般債権の洗替えによる戻入額 22,928千円

2. 事業再構築引当金の当期減少額「その他」の内容は、店舗運営事業の営業廃止に伴うリース契約早期終了による取崩であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	50,187
預金の種類	
当座預金	7
普通預金	1,555,401
別段預金	452
小計	1,555,862
合計	1,606,049

ロ. 売掛金

(a) 相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
りそな決済サービス(株)	169,488
(株)アップフロントワークス	60,031
楽園堂(株)	52,500
(株)三共	49,458
(株)ヴィジョンファクトリー	18,116
その他	30,939
合計	380,534

(b) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
385,932	3,375,911	3,381,310	380,534	89.8	41.4

(注) 当期発生高には、消費税等が含まれております。

ハ. 短期貸付金

相手先	金額 (千円)
(株)ジャパンアミューズメントエージェンシー	1,379,300
楽園堂(株)	193,750
旭インベストメント(株)	31,887
合計	1,604,937

② 固定資産

イ. コンテンツ著作権勘定

区分	金額 (千円)
銀河鉄道物語「永遠への分岐点」	78,947
銀河鉄道物語「忘れられた時の惑星」	80,000
合計	158,947

ロ. 敷金差入保証金

相手先	金額 (千円)
(株)ウエストゲート	250,000
(株)パウ・クリエーション	43,850
(有)マコム	33,172
合計	327,022

③ 流動負債

買掛金

相手先	金額 (千円)
フィールズ(株)	89,327
ワーナーエンターテイメントジャパン(株)	73,500
(株)データ・アート	62,325
(社)日本音楽著作権協会	59,154
(株)インテンシティ	40,204
その他	177,871
合計	502,383

(3) 【その他】

① 決算日後の状況

当社は特記事項はありません。

② 訴訟

当社は、インターネットカフェ事業「e-パレット」の営業の全部を、平成17年3月31日株式会社アバンに譲渡し、譲渡対象店舗の一部につき賃貸人の承諾を得て同社へ転貸していたところ、同社が、当該店舗の営業廃止により当該転貸借契約の解約を申し出たため、賃貸人との協議のうえ、原賃貸借契約を31,216千円の解約金を支払うことを条件に解約の合意に至りました。しかしながら、同店舗の賃貸借契約を解約することによって当社に生じる賃貸人への解約違約金等は、同社が負担するものとする約定であるにも拘らず、同社がこれを履行しないため、当社は、同契約の債務不履行による当該金額の損害賠償請求訴訟を、平成18年3月24日京都地方裁判所へ提訴し、現在係争中であります。

当社としては、正当な論拠を主張し、勝訴できるものと判断しております。

当社は、コンテンツ事業において著名な漫画家松本零士氏原作の「大ヤマト」作品の映画の著作権を、株式会社三共及びビスティ株式会社に対し、パチンコ遊技機への商品化を平成16年4月の商品化許諾契約をいたしました。両社が「CRフィーバー大ヤマト」として遊技機を商品化、製造・販売してありましたところ、平成16年7月、「大ヤマト」作品が、株式会社東北新社が映画の著作権を有すると主張する「宇宙戦艦ヤマト」作品の著作権を侵害するものとして、株式会社東北新社を原告、株式会社三共、ビスティ株式会社及び、当社が商品化につき両社に再許諾をする前提で許諾を受けた株式会社アニメーションソフトの三社を被告として、総額622,166千円の損害賠償請求が東京地方裁判所に提起されました。

このような状況において、株式会社アニメーションソフトは、平成18年6月19日同社の定時株主総会において解散決議を行い清算会社となりました。同社は、訴訟を維持することが事実上その資力において困難となり、当社は、株式会社三共及びビスティ株式会社に対して「大ヤマト」の商品化を上記契約によって直接許諾している以上、万一、被告が敗訴した場合には、その賠償を求償されうる地位にあります。従いまして、当社は、同社に代わって訴訟を維持し、控訴審においても勝訴判決を得ることは、直接、間接に当社の経済的利益に繋がるものと判断、再度被告勝訴判決を得ることを目的として、主に弁護士費用を訴訟費用として負担しております。

この訴訟は、平成18年12月27日東京地方裁判所によって被告全面勝訴の判決が言い渡されましたが、原告が同判決を不服として平成19年1月5日東京高等裁判所に控訴したため、現在も控訴審が同裁判所において係属中であります。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	1,000株券 10,000株券
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	中央三井信託銀行株式会社 全国各支店 日本証券代行株式会社 本支店、出張所
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	中央三井信託銀行株式会社 全国各支店 日本証券代行株式会社 本支店、出張所
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	日本経済新聞にて公告
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利並びに株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有していません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第29期）（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）平成18年6月29日関東財務局長に提出。

(2) 半期報告書

（第30期中）（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）平成18年12月22日関東財務局長に提出。

(3) 有価証券届出書

証券取引法第5条第1項及び第2項（届出書の提出とその添付書類）の規定に基づく届出書であります。

平成18年8月18日関東財務局長に提出

(4) 有価証券届出書の訂正届出書

平成18年8月18日提出の有価証券届出書の係る訂正届出書であります。

平成18年8月25日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成18年6月29日

株式会社コモンウェルス・エンターテインメント

取締役会 御中

監査法人ナカチ

代表社員
業務執行社員 公認会計士 安藤 算浩 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 平田 卓 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社コモンウェルス・エンターテインメントの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、損失処理計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コモンウェルス・エンターテインメントの平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は継続的に営業キャッシュ・フローがマイナスの状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

株式会社コモンウェルス・エンターテインメント

取締役会 御中

監査法人ナカチ

代表社員
業務執行社員 公認会計士 平田 卓 印

業務執行社員 公認会計士 吉永 康樹 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社コモンウェルス・エンターテインメントの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コモンウェルス・エンターテインメントの平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は安定した営業キャッシュ・フローの黒字体質に至っていないため、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していない。
2. 会計処理方法の変更に記載のとおり、会社は当事業年度よりストック・オプション等に関する会計基準を適用して財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。